

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	広島空港基本施設盛土耐震性検討業務
業 務 概 要	令和6年能登半島地震で能登空港の切盛土境界部周辺において滑走路に大きな亀裂や段差が生じたことを踏まえ、滑走路等を盛土で造成している広島空港において同様の事象が生じる可能性について把握するための耐震照査及び検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和7年7月23日
契 約 業 者 名	広島空港基本施設盛土耐震性検討業務 復建調査設計・沿岸技術研究センター設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	広島県広島市東区光町2-10-11
契 約 金 額 (税 込 み)	¥36,993,000
予 定 価 格 (税 込 み)	¥37,048,000
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、令和6年能登半島地震で能登空港の切盛土境界部周辺において滑走路に大きな亀裂や段差が生じたことを踏まえ、滑走路等を盛土で造成している広島空港において同様の事象が生じる可能性について把握するための耐震照査及び検討を行うものである。</p> <p>簡易公募型(選定段階省略型)プロポーザル方式により手続き開始の公示を行ったところ、3社から参加表明書及び技術提案書が提出された。</p> <p>提出された参加表明書等について、広島港湾空港技術調査事務所建設コンサルタント等選定委員会により資格要件及び専門技術力等を評価した結果、広島空港基本施設盛土耐震性検討業務 復建調査設計・沿岸技術研究センター設計共同体を本業務の契約相手方として特定したものである。</p> <p>以上により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和7年7月23日
履 行 期 間 (至)	令和8年2月27日
備 考	